

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月11日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

佐賀県公安委員会規則第2号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(13) 略</u></p> <p><u>(14) 警察通信（情報管理課及び通信指令課の所掌に属するものを除く。）の使用及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 機関誌の編集及び発行に関すること。</u></p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>2 警務課に、人材育成室を置く。</p> <p>(1) 人材育成室は、前項第2号及び<u>第8号から第13号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 警務課に、人事企画官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人事企画官は、命を受け、第1項第1号、第3号から<u>第5号</u>まで及び<u>第14号</u>から第18号までに掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 文書の編集及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(7)～(14) 略</u></p> <p><u>(15) 機関誌の編集及び発行に関すること。</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>2 警務課に、人材育成室を置く。</p> <p>(1) 人材育成室は、前項第2号及び<u>第9号</u>から<u>第15号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 警務課に、人事企画官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人事企画官は、命を受け、第1項第1号、第3号から<u>第6号</u>まで及び<u>第16号</u>から第18号までに掲げる事務をつかさどる。</p>

改正前	改正後																
<p>4 警務課に、術科指導官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 術科指導官は、命を受け、<u>第1項第12号</u>に掲げる事務の指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>(地域課)</p> <p>第13条 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>有明海機動警ら隊に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(交通指導課)</p> <p>第20条 略</p> <p><u>2 交通指導課に、暴走族対策室を置く。</u></p> <p>(1) <u>暴走族対策室は、前項第3号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>暴走族対策室に、室長を置く。</u></p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、暴走族対策室の事務を掌理する。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p>別表第1 (第38条の2関係)</p>	<p>4 警務課に、術科指導官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 術科指導官は、命を受け、<u>第1項第13号</u>に掲げる事務の指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>(地域課)</p> <p>第13条 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(交通指導課)</p> <p>第20条 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p>別表第1 (第38条の2関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属警察署</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐賀県佐賀北警察署</td> <td>警務課 <u>留置管理課</u> 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課</td> </tr> <tr> <td>佐賀県神埼警</td> <td>警務課 会計課 生活安全課 <u>刑事課</u> 地域課</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	略		佐賀県佐賀北警察署	警務課 <u>留置管理課</u> 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課	佐賀県神埼警	警務課 会計課 生活安全課 <u>刑事課</u> 地域課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属警察署</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐賀県佐賀北警察署</td> <td>警務課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課</td> </tr> <tr> <td>佐賀県神埼警</td> <td>警務課 会計課 生活安全課 地域課 <u>刑事課</u></td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	略		佐賀県佐賀北警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課	佐賀県神埼警	警務課 会計課 生活安全課 地域課 <u>刑事課</u>
所属警察署	名称																
略																	
佐賀県佐賀北警察署	警務課 <u>留置管理課</u> 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課																
佐賀県神埼警	警務課 会計課 生活安全課 <u>刑事課</u> 地域課																
所属警察署	名称																
略																	
佐賀県佐賀北警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課																
佐賀県神埼警	警務課 会計課 生活安全課 地域課 <u>刑事課</u>																

改正前		改正後	
察署	交通課 警備課	察署	交通課 警備課
略		略	
佐賀県小城警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 <u>刑事課</u> 地域第一課 地域第二課 交通課 警備課	佐賀県小城警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 <u>刑事課</u> 交通課 警備課
略		略	
佐賀県伊万里警察署	警務課 <u>留置管理課</u> 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事課 交通課 警備課	佐賀県伊万里警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事課 交通課 警備課
略		略	
佐賀県鹿島警察署	警務課 会計課 生活安全課 <u>刑事課</u> 地域第一課 地域第二課 交通課 警備課	佐賀県鹿島警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 <u>刑事課</u> 交通課 警備課

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。